## こうふ開府500年記念事業実行委員会規約(新旧対照表)

改正後 (案)

## こうふ開府500年記念事業実行委員会規約

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、こうふ開府500年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)

と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、こうふ開府500年という記念すべき年となる2019年を迎えるにあたり、こうふ開府500年を、「次なる100年」に向けての新たな飛躍へのスタートとして捉え、甲府のもつ重層的で多様な歴史・伝統・文化を再認識するとともに、500年にわたり「甲斐の府中」のまちづくりに携わってきた先人への感謝の心を祝意をもって表し、甲府愛の醸成と未来に向かって夢と希望にあふれた新たな甲府市の創造に繋がる「こうふ開府500年記念事業」を開催することを目的とする。

(事業)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 実行計画の策定に関すること。
  - (2) 上記計画に基づく事業の実施に関すること。
  - (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

# 第2章 組織等

(組織)

第4条 実行委員会は、第2条の目的に賛同する関係機関及び団体等をもって組織し、会長は、当該関係機関及び団体等の代表者等を実行委員会の委員として委嘱するものとする。

現行

## こうふ開府500年記念事業実行委員会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、こうふ開府500年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)

と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、こうふ開府500年という記念すべき年となる2019年を迎えるにあたり、こうふ開府500年を、「次なる100年」に向けての新たな飛躍へのスタートとして捉え、甲府のもつ重層的で多様な歴史・伝統・文化を再認識するとともに、500年にわたり「甲斐の府中」のまちづくりに携わってきた先人への感謝の心を祝意をもって表し、甲府愛の醸成と未来に向かって夢と希望にあふれた新たな甲府市の創造に繋がる「こうふ開府500年記念事業」を開催することを目的とする。

(事業)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 実行計画の策定に関すること。
  - (2) 上記計画に基づく事業の実施に関すること。
  - (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

# 第2章 組織等

(組織)

第4条 実行委員会は、第2条の目的に賛同する関係機関及び団体等をもって組織し、会長は、当該関係機関及び団体等の代表者等を実行委員会の委員として委嘱するものとする。

(役員)

- 第5条 実行委員会に、次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名 (会長代行 1名)
- (3) 監事 2名
- 2 会長は、甲府市長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名する。

(役員の職務)

- 第6条 会長は、実行委員会を代表し、その会務を総理する。
- 長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。 (任期)
- 第7条 役員及び委員の任期は、実行委員会の設立の日から第2条に掲げ る目的が達成されるまでとする。
- 2 役員及び委員が、就任時の関係機関及び団体等の役職を離れた場合 は、その後任者が、前任者の残任期間を務めるものとする。

## 第3章 名誉顧問等

(名誉顧問等)

- 第8条 実行委員会に、名誉顧問、特別顧問、顧問及び参与(以下「名誉 顧問等」という。)を置くことができる。
- 2 名誉顧問等は、会長が委嘱する。
- 3 名誉顧問等は、実行委員会の目的達成のため、必要がある場合に、意 3 名誉顧問等は、実行委員会の目的達成のため、必要がある場合に、意 見を述べることができる。

(アドバイザー)

- 第9条 実行委員会に、アドバイザーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは、会長が委嘱する。
- 要がある場合に、意見を述べることができる。

(役員)

- 第5条 実行委員会に、次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名(会長代行 1名)
- (3) 監事 2名
- 2 会長は、甲府市長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名する。

(役員の職務)

- 第6条 会長は、実行委員会を代表し、その会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会 長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。
  - 3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。 (任期)
  - | 第7条 役員及び委員の任期は、実行委員会の設立の日から第2条に掲げ る目的が達成されるまでとする。
  - 2 役員及び委員が、就任時の関係機関及び団体等の役職を離れた場合 は、その後任者が、前任者の残任期間を務めるものとする。

# 第3章 名誉顧問等

(名誉顧問等)

- | 第8条 | 実行委員会に、名誉顧問、特別顧問、顧問及び参与(以下「名誉 顧問等」という。) を置くことができる。
- 2 名誉顧問等は、会長が委嘱する。
- 見を述べることができる。

(アドバイザー)

- 第9条 実行委員会に、アドバイザーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは、会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、実行委員会の事業遂行に関する重要事項に関し、必 3 アドバイザーは、実行委員会の事業遂行に関する重要事項に関し、必 3 アドバイザーは、実行委員会の事業遂行に関する重要事項に関し、必 3 アドバイザーは、実行委員会の事業遂行に関する重要事項に関し、必 要がある場合に、意見を述べることができる。

#### 第4章 総会

(総会)

- 第10条 実行委員会の総会(以下「総会」という。)は、会長、副会長、 監事及び委員をもって構成し、次の事項を審議し、決定する。
  - (1) 実行計画に関すること。
  - (2) 予算及び決算に関すること。
  - (3) 規約の制定及び改廃に関すること。
  - (4) その他会長が必要と認めた事項

(招集)

- 第11条 総会は、会長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。 (議長)
- 第12条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第13条 総会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専決処分)

- 第14条 会長は、総会を招集する時間的余裕がないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを、次の総会に報告し、承認を求めなければならない。

# 第5章 常任委員会等

(常任委員会)

- 第15条 第3条に定める事業を円滑に推進するため、実行委員会に常任 委員会を置く。
- 2 常任委員会は、実行委員会の実施する事業の具体的運営に関し、重要な事項を協議し、処理する。
- 3 常任委員会は、会長が指名する実行委員会の委員をもって組織する。 ただし、委員長が必要があると認めたときは、実行委員会委員以外の 者の出席を求めることができる。

#### 第4章 総会

(総会)

- 第10条 実行委員会の総会(以下「総会」という。)は、会長、副会長、 監事及び委員をもって構成し、次の事項を審議し、決定する。
  - (1) 実行計画に関すること。
  - (2) 予算及び決算に関すること。
  - (3) 規約の制定及び改廃に関すること。
  - (4) その他会長が必要と認めた事項

(招集)

- 第11条 総会は、会長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。 (議長)
- 第12条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第13条 総会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専決処分)

- 第14条 会長は、総会を招集する時間的余裕がないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを、次の総会に報告し、承認を求めなければならない。

# 第5章 常任委員会等

(常任委員会)

- 第15条 第3条に定める事業を円滑に推進するため、実行委員会に常任 委員会を置く。
- 2 常任委員会は、実行委員会の実施する事業の具体的運営に関し、重要な事項を協議し、処理する。
- 3 常任委員会は、会長が指名する実行委員会の委員をもって組織する。 ただし、委員長が必要があると認めたときは、実行委員会委員以外の 者の出席を求めることができる。

- 4 常任委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長は委員の 互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 5 常任委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたとき は、その職務を代理する。
- 7 委員長は、第2項の規定により重要な事項を協議し処理したときは、 これを次の総会に報告しなければならない。
- 8 常任委員会の招集等会議運営にかかる規定は、実行委員会の規定を進 用する。

## (削除)

#### 第6章 事務局

(事務局)

第16条 実行委員会及び常任委員会の事務を処理するため、事務局を甲 府市市長直轄組織内に置く。

# 第7章 会計

(経費)

- 第17条 実行委員会の事業に要する経費は、次に掲げるものをもって充 てる。
  - (1) 補助金及び負担金
  - (2) 協賛金及び寄附金
  - (3) その他の収入

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月3 1日をもって終了する。

(決算)

- 4 常任委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長は委員の 互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 5 常任委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたとき は、その職務を代理する。
- 7 委員長は、第2項の規定により重要な事項を協議し処理したときは、 これを次の総会に報告しなければならない。
- 8 常任委員会の招集等会議運営にかかる規定は、実行委員会の規定を進 用する。

## (専門部会)

- 第16条 第3条に定める事業の専門的な分野における企画及び運営に あたるため、常任委員会のもとに専門部会を置く。
- 2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 事務局

(事務局)

第17条 実行委員会、常任委員会及び専門部会の事務を処理するため、 事務局を甲府市企画部内に置く。

# 第7章 会計

(経費)

- 第18条 実行委員会の事業に要する経費は、次に掲げるものをもって充 てる。
  - (1) 補助金及び負担金
  - (2) 協賛金及び寄附金
  - (3) その他の収入

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月3 1日をもって終了する。

(決算)

第19条 実行委員会の決算は、会計年度終了又は事業完了後、速やかに | 第20条 実行委員会の決算は、会計年度終了又は事業完了後、速やかに |

監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(報酬等)

いものとする。ただし、旅費については、別に定めるところにより支給 することができる。

## 第8章 解散

(解散)

- 第21条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。
- 2 実行委員会が解散する際に剰余金又は欠損金が生じたときは、総会で 審議し、処理する。

## 第9章 補則

(補則)

第22条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な 事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成29年1月25日から施行する。
- 2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、 設立日から平成29年3月31日までとする。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。 (報酬等)

第20条 役員、委員、名誉顧問等及びアドバイザーへの報酬は支給しな 第21条 役員、委員、名誉顧問等及びアドバイザーへの報酬は支給しな いものとする。ただし、旅費については、別に定めるところにより支給 することができる。

## 第8章 解散

(解散)

- 第22条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。
- 2 実行委員会が解散する際に剰余金又は欠損金が生じたときは、総会で 審議し、処理する。

## 第9章 補則

(補則)

第23条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な 事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成29年1月25日から施行する。
- 2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、 設立日から平成29年3月31日までとする。